## 小学生を持つ保護者対象のプログラム (プログラム 4-6 $P38 \sim P41$ )

## 子供にとっての「携帯電話」をどう考えますか?

### 【プログラムのねらい】

携帯電話の普及は、私達の予想を大きく超えて、小中学生に浸透してきています。携帯電話はとても便利である反面、子供が無防備に使うことにより事件やトラブルに巻き込まれるケースが後を 絶ちません。

携帯電話をめぐる問題を正しく理解し、子供がトラブルに巻き込まれないようにする方法について学習します。

## 【プログラムの展開例】(時間60分程度)

	○進め方 ◎ことばかけ	留意点
導入10分	<ul><li>○自己紹介をします。</li><li>○プログラムのねらいや学習の進め方について説明します。</li><li>○自己紹介やゲームを行い、緊張を和らげたり、参加しやすい雰囲気づくりをしたりします。</li></ul>	<ul> <li>○明るく元気な話し方を心がけます。</li> <li>○今日のプログラムのねらいについて、ポイントをしぼりわかりやすく説明します。</li> <li>○参加者に気を配り、ゲームに参加できていない人や戸惑っている人には、明るく声かけをして参加を促します。</li> <li>○ゲームなどが終わるまでに、次の活動にスムーズに移れるようにグルーピングしておきます。</li> <li>○1グループにつき5~6人(全体の人数が少ない場合は3~4人)を目安に編成します。</li> <li>○導入で時間を取りすぎると展開やまとめの時間が少なくなります。あらかじめ時間配分を考えて進めていくようにします。</li> </ul>
展開40分	<ul> <li>○「ワーク 1」の活動を説明します。エピソードを読んで「ワーク 1」を行います。</li> <li>◎エピソード 1 を読んで、考えたことを「ワーク 1」に記入し、グループで意見交換しましょう。</li> </ul>	*ワーク1・ワーク2・ワーク3共通  ()共通する事柄もあれば、人や家庭によって異なることがあることをお互い確認するようにします。 ()答えに「正しい」「間違っている」ということはないので、感じたことや考えたことを積極的に発表してほしいこと、また、お互いの発表を共感的に受けとめてほしいことを話します。 ()各グループを回り、意見交換の様子や出されている意見の内容について把握しておきます。

- ○会場を回りながら、出されている意見は 共感的に受けとめ、コメントします。
- ○話し合ったことをまとめてもらい、グループごとに発表し合うことをあらかじめ知らせておきます。
- ○「ワーク2」の活動を説明します。
- ◎「ワーク 2」を記入し、グループで意見 交換をしましょう。
- ○危険性について理解するために、文部科学省から出されている「ちょっと待って、ケータイ」「ちょっと待って!はじめてのケータイ」を活用し、実際に起きた事件の概要を説明します。
- ○携帯電話の普及で大変便利になった反面、 様々な危険性もあります。持たせる場合に は、利便性や危険性を理解した上で必要性を 判断する能力が求められていることを話しま す。
- ○「ワーク3」の活動を説明します。
- ◎「ワーク3」を記入し、グループで意見交換をしましょう。
- ○携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うことが必要であることを説明します。
- \*小学校高学年以上であれば「携帯電話の約束 (誓約書)」のようなものを書くという方法も あります。

# まとめ104

- ◎今日の学習のまとめをしましょう。
- ○参加者一人一人に今日の学習を通して考えたことや感想を書いてもらいます。 (ふりかえり)
- ○発表してもらいます。

- ○今日の学習を振り返り、特に印象に残ったことを中心に書くように話します。
- ○あらかじめ、数人の方に感想を発表してもら うようにお願いしておきます。
- ○発表を共感的に受け止め、発表に対して手短 にコメントします。
- ○「我が子を守る」ことを強調し、携帯電話の 利便性や危険性について再度確認するととも に、持たせる場合には、親子でしっかり話し 合うことの大切さを話しまとめます。



### (誓約書例)

#### 【小学校中学年】

- ○○(お父さんさん、お母さん等)と○○(お子さんの名前)のやくそく
- 1 とうろくされている電話番号からの電話にだけでる。
- 2 とうろくされている電話番号だけ電話することができる。
- 3 家に帰ってきたら、けいたい電話をかならず見せ、けいたい電話おき場におく。

### 【小学校高学年以上】

- ○○(お父さんさん、お母さん等)と○○(お子さんの名前)の携帯電話の約束
- 1 利用時間は1日( )分以内にする。
- 2 食事中、勉強中、入浴中は使用しない。
- 3 携帯電話のフィルタリングは、はずさない。
- 4 ネットへのアクセスは、家族のいる居間でする。
- 5 夜9時以降は、家族のいる居間の携帯電話置き場に置く。
- 6 利用料金は、( )円以内にする。
- 7 約束を破った場合には、携帯電話を返却する。

(署名) 子供の名前 親の名前



### 携帯電話に関する情報

- ○平成 23 年度児童生徒における携帯電話の利用状況等に関する調査結果について http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/474075.pdf
- ちょっと待って、ケータイ 2010年3月(文部科学省・財団法人インターネット協会) http://www.mext.go.jp/a menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm
- ○ちょっと待って!はじめてのケータイ 2010 年 3 月(文部科学省・財団法人インターネット協会) http://www.mext.go.jp/a\_menu/sports/ikusei/taisaku/1225104.htm
- ○「埼玉県青少年健全育成条例」において、青少年の携帯電話に保護者がフィルタリングすることが義務付けられました。
  - http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/458236.pdf
- ○お子さんの携帯電話は「だいじょうぶ」ですか?(埼玉県教育委員会 保護者用リーフレッ
  - http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/495556.pdf

**(6)** 



保護者用リーフレット

埼玉県教育委昌会

# お子さんの携帯電話は、



# 「だいじょうぶ」 ですか?

携帯電話やインターネットは、情報の宝庫であり大変便利なものです。しかし、使い方をまちがえたり、安易な書き 込みによって犯罪の被害者や加害者になってしまう場合があります。

違法薬物サイト

個人情報流出

アダルトサイト

出会い系サイトの誘い

なりすましメール

利用料金架空請求

誹謗中傷による「ネットいじめ」

自殺関連サイト

危険かいっぱい携帯電話!

チェーンメール

犯罪等の予告

出会い系サイトの誘い

個人情報流出

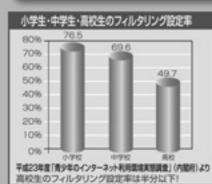
シャットアウトリスンカーは

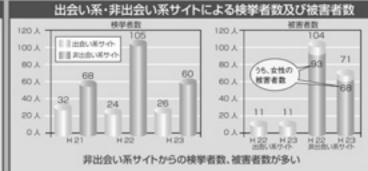
子どもの携帯電話にフィルクリングを!

## 【お知らせ】フィルタリングサービスの利用について

迷惑メール

埼玉県青少年健全育成条例により、18歳未満の子どもが使用する携帯電話では、正当な理由がない限り、 フィルタリングサービスを利用しなければなりません。 なお、正当な理由とは、子どもが仕事で必要な場合などです。





# ネットいじめ、ネットトラブルから子どもを守る3ヵ条!

~次のことを、ご家庭でよく話し合ってください。~

# フィルタリングサービスを解除しない!

フィルタリングサービスを活用し、大人が有害情報から子どもを守ることが重要。 ※フィルタリングサービスとは、有害サイトへの接続を制限する機能です。

## 具体的な利用ルールをつくる!)

具体的なルールについて、子どもとよく話し合うとともに、ルールを守らない場合 は使用を制限するなど、管理者は保護者であるという姿勢を見せる。

## 法的な責任を負う可能性があることを教える!

他人への誹謗・中傷は、重大な人権侵害であり、名誉毀損や脅迫罪等刑法上の罪に 問われ、民事上の損害賠償等を請求される場合があることを教える。

犯罪性の高い書き込みをすると、通信記録からその携帯電話やパソコンが特定され 逮捕される場合があることを教える。

- □ フィルタリングとは何か知っている
- □ 子どもの携帯電話にフィルタリングをかけている
- □ 子どもがインターネットで何をしているか知っている
- □ 子どもが1日に何回メールを送受信しているか知っている
- □ 子どもが自分のプロフやプログを持っているか把握している
- □ インターネットや携帯電話の利用について、家庭でルールを決めている
- □ インターネットや携帯電話に関するモラルやマナーについて、子どもと話したことがある
- □ 子どもが起こしたネット上のいじめ・トラブルについては、保護者に法的責任が発生することを知っている

# 相談機関…早期対応が解決への近道!

- ○いじめ相談に関するもの
  - (1)県立総合教育センター よい子の電話教育相談(心のケア)
  - ☎048-556-0874 (保護者用)
  - (2)さいたま地方法務局人権擁護課(人権相談)
    - ☎0120-007-110 (子ども人権110番)
  - (3)子どもスマイルネット (埼玉県子どもの権利擁護委員会 電話相談) ☎048-822-7007
- ○インターネットを使った犯罪に関するもの等
- (1)けいさつ総合相談センター【#9110又は048-822-9110】
- (2)埼玉県警察:埼玉県警察HP「サイバー犯罪対策」(違法、有害情報の通報のみ)
- 【http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/110 soudan/joho110/cyber/cyber joho.html】 (架空・不当請求の相談に関するもの
- - (1)消費者ホットライン (全国共通) ☎【0570-064-370】
  - (2)埼玉県消費生活支援センター 川 口 ☎048-261-0999 川 越 ☎049-247-0888 春日部 2048-734-0999 赖 谷 #048-524-0999
    - ★ケータイ版「埼玉県くらし安心メール」を配信しています。 インターネットによるトラブルなど

よくある消費者トラブルの事例や対処法をお届け! 携帯サイトから「空メール」を送信すると簡単に登録できます。





下のQRコードから、 携帯電話でアクセス し、ネットいじめ・ ネットトラブル対策 の基本的な事項につ いて学習できます。 ご活用ください。

子どもを守るための

保護者用 🗸

チェックリスト



http://www.mobile.pref saitama.lg.jp/?page=5930

### 生きる力を育て を深める埼玉教育

# スマートフォンに関する資料

最近、スマートフォンの持つ子供たちが急増しています。平成24年現在、未成年者のスマートフォン所有率は、平成23年の14.4%から30.6%に上昇し、女子高校生の所有率は54.4%となっています。しかし、スマートフォン対する大人の意識はまだまだ不十分なようです。まずは「スマートフォン」について理解を深め、携帯電話と同様に危険性などついてもお子さんと話し合ってください。総務省から出されている資料もありますので参考にしてください。









○ 総務省 「電気通信サービスQ&A | (平成24年)

http://www.soumu.go.jp/main\_content/000162134.pdf

○ 総務省 4月号「スマートフォンってどんなもの?」(平成 24 年) http://www.soumu.go.jp/main\_content/000153778.pdf